

平成 29 年 7 月 28 日

各 位

会社名 日本ライフライン株式会社
代表者名 代表取締役社長 鈴木啓介
(コード番号 7575)
問合せ先 常務取締役管理本部長 高橋省悟
(TEL. 03-6711-5200)

第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 7 月 28 日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当による自己株式の処分(以下、「本自己株式処分」という。)を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

(1) 処分期日	平成 29 年 8 月 16 日
(2) 処分株式数	普通株式 57,900 株
(3) 処分価額	1 株につき 4,642 円
(4) 処分価格の総額	268,771,800 円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬 B I P 信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします。

2. 処分の目的及び理由

当社は、取締役(取締役会長、代表取締役社長である鈴木啓介氏、社外取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。)を対象に、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的として、「役員報酬 B I P 信託」の導入を決議しております。

「役員報酬 B I P 信託」の概要については、平成 29 年 5 月 24 日付で公表いたしました「役員退職慰労金制度の廃止及び業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、B I P 信託の導入に伴い、当社が三菱 U F J 信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬 B I P 信託契約(以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」という。)の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社(役員報酬 B I P 信託口)に対し、第三者割当による自己株式の処分を行うものであります。

処分数量につきましては、株式交付規程に基づき、業績目標の上限を達成した場合等の諸般の事項を総合的に勘案の上、信託期間中に当社取締役に交付を行うと見込まれる株式数である 57,900 株としております。その希薄化の規模は発行済株式総数に対し 0.13%(小数点第 3 位を四捨五入、平成 29 年 3 月 31 日現在の総議決権個数 372,009 個に対する割合 0.16%)と小規模なものです。

本自己株式処分により割当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社取締役に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、流通市場への影響は軽微であり、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

本信託契約の内容

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
信託の目的	取締役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
受益者	取締役を退任した者のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者
信託契約日	平成 29 年 8 月 14 日
信託の期間	平成 29 年 8 月 14 日～平成 32 年 8 月 31 日
制度開始日	平成 29 年 8 月 14 日
議決権行使	行使しないものとします。
当初信託金の規模	300 百万円（信託報酬及び信託費用を含む。）

3．処分価額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため本自己株式処分に係る取締役会決議の前営業日（平成 29 年 7 月 27 日）の直前 1 か月間（平成 29 年 6 月 28 日から平成 29 年 7 月 27 日まで）の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）における当社株式の終値の平均値である 4,642 円（円未満切捨て）としております。直前 1 か月間の当社株式の平均値を採用することにいたしましたのは、特定の一時点を基準にするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、株価変動の影響などを排除でき、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。また、算定期間を直近 1 か月としたのは、直近 3 か月、直近 6 か月等の一定期間と比較して、直近のマーケットプライスに最も近い当該期間を採用することが合理的であると判断したためです。

なお、当該価額は東京証券取引所における当該取締役会決議の前営業日（平成 29 年 7 月 27 日）の終値 4,815 円に 96.41%（ディスカウント率 3.59%）を乗じた額であり、当該取締役会決議の直前 3 か月間（平成 29 年 4 月 28 日から平成 29 年 7 月 27 日）の終値の平均値である 4,088 円（円未満切捨て）に 113.55%（プレミアム率 13.55%）を乗じた額であり、同直前 6 か月間（平成 29 年 1 月 30 日から平成 29 年 7 月 27 日）の終値の平均値である 3,082 円（円未満切捨て）に 150.62%（プレミアム率 50.62%）を乗じた額であることから、特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、当社の監査役全員（3 名、うち 2 名は社外監査役）が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4．企業行動規範上の手続

本件の株式の希薄化率は 25% 未満であり、支配株主の異動もないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続は要しません。

以 上